

憲法解釈変更により集団的自衛権の行使を容認する  
閣議決定に抗議し撤回を求める（理事会声明）

2014年7月1日、政府は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。そもそも集団的自衛権の行使とは、他国防衛のため自国の武力を行使することを本質とするもので、日本国憲法9条のもとでその行為は認められない。

このことは、これまで歴代内閣の憲法解釈において長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。

また、各種の世論調査でも集団的自衛権の行使容認に対して反対の意見が多く、未だ国民の間で十分な議論がなされたとは到底言えない。それは主権者たる国民の意志を反映していない拙速な手法によるもので、民主主義の手続きを逸脱する行為であり、法治国家として許されない。

以上のとおり、本閣議決定は、解釈による実質的な憲法9条改定という点で立憲主義や国民主権の理念に反し違憲無効と言わざるをえない。

私たち生活協同組合は、組合員の暮らしを大切に、日本と世界の人々が安心して暮らし続けられる平和な社会をこれからも維持・発展させていく立場から、本閣議決定に対し断固抗議し、政府に即時撤回を求めるものである。

2014年7月24日

さいたま住宅生活協同組合第1回理事会